

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：芳賀町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.2 %
全職員	73.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	97.3 %
本庁課長補佐相当職	97.2 %
本庁係長相当職	96.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.6 %
31～35年	100.6 %
26～30年	99.7 %
21～25年	88.8 %
16～20年	93.6 %
11～15年	95.5 %
6～10年	97 %
1～5年	79.1 %

【説明欄】

(1) 全職員に係る情報のうち、全職員の差

- ・当町の任期の定めのない常勤職員以外の職員は女性職員が多く、任期の定めのない常勤職員と比較すると給与額が低いため、全職員の給与の平均支給額に差が生じる。

(2) 勤続年数別のうち、勤続年数21～25年の職員の差

- ・女性職員が過去に育児休業を取得したことで、同勤続年数の男性職員と経験年数に差が生じたため。

(3) 勤続年数別のうち、勤続年数1～5年の職員の差

- ・割愛により配属となった教育主事（男性職員）の給与額が、同勤続年数の女性職員と比較し高いため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。